

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分及び同年○月○日付けで同人に対してした同法による葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「営業所」という。）D部門において、リース機械の洗車、点検、修理、移動等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成○年○月○日夜に体調不良を訴え、E病院の救急外来に受診し、一旦帰宅した後、翌○日午前○時○分頃、居間のソファークラッドで倒れているところを発見され、同病院へ救急搬送されたが、同日午前○時○分、死亡した。死亡診断書には、直接死因「非S T上昇型心筋梗塞疑」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症し、死亡の原因となった疾病について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「非ST上昇型心筋梗塞疑」（以下「本件疾病」という。）と診断し、その発症時期は症状（前胸部痛）が出現した同年○月○日午後○時頃と述べており、当審査会としても、本件疾病の発症経緯等からみて、同意見は妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患に係る業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

ア 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 労働時間について

請求人は、①長距離運転が多かった被災者について、常に1.5時間の休憩時間が確保できていたとは考えられないこと、②監督署長が認定した時間外労働時間は、実態と乖離しており、現実には、更に長い時間外労働があったことを主張している。

①について、被災者が記載した作業日報をみると、上部の欄に、勤務時間、作業時間、間接時間が記載され、その内訳が、下部の欄に営業所内の作業と日帰出張中の作業とに分けて記載されているところ、営業所内の作業につい

ては、作業時間と間接時間が矢印と線で図示（以下「線引き」という。）されているものの、出張中の作業については、間接時間は図示されておらず、車中移動時間が線引きされているのみである。

このような作業日報の記載からすると、営業所内の作業については、休憩時間の取得状況等を確認することができるものの、出張中の作業については、休憩時間の取得状況等を確認することができず、作業日報に被災者自らが記載した間接時間（1. 5時間）をもって、被災者が取得した休憩時間と考えるを得ない。このことは、会社関係者が、休憩時間はきちんと取れていた、出張中は運転2時間毎に休憩を取っていた旨申述していることから妥当であり、上記請求人の主張は認められない。

②について、被災者の所定労働時間は、始業時間午前〇時、終業時間午後〇時〇分（〇月から〇月の期間。それ以外の期間は始業時間が〇分遅くなる。）、所定休憩時間は1時間30分（正午から1時間、午前10時及び午後3時から各15分。）であるところ、営業所では、タイムカードや出勤簿による労働時間管理はなされておらず、被災者が残業指示・申請書に早出・残業時間の予定及び実績を自己申告し、その内容を管理者である所長が確認することとされており、これを基に時間外残業報告書が取りまとめられている。同報告書以外に労働時間を把握できる資料等は存在せず、また、同報告書の記載内容に疑義があるとも考えられないことから、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者の労働時間については、監督署長が認定した労働時間集計表のとおりであると判断する。

ウ 短期間の過重業務について

決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、発症前おおむね1週間において、特に過重な業務は認められないものと判断する。

エ 長期間の過重業務について

（ア）本件疾病発症前6か月間における被災者の労働時間の状況は、上記集計表によると、発症前1か月間の時間外労働時間は56時間であり、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間については、発症前2か月平均の35時間30分が最長となっており、いずれも虚血性心疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働は認められない。

(イ) 労働時間以外の負荷要因について、請求人は、①平成○年○月○日以降、出張業務が多かったこと、②同年○月頃、被災者の業務量が増大し、覚えるべき業務も増えたが容易に他の従業員等に聞くこともできない環境にあったこと、③所長に退職届を提出したが、退職させてもらえず、残業時間の軽減もなかったこと等を主張している。

①について、運転に伴う一定程度の精神的緊張があったことは推認されるも、出張はすべて日帰りであり、深夜に及ぶことはなく、週1日以上の休日が確保されており、また、会社関係者によると、2時間以上の連続運転時には休憩を取得していた旨申述していることに照らすと、被災者が特に過重な業務に従事したものと認められない。

②について、確かに平成○年○月の時間外労働時間は前月より増加しているものの、その時間数は32時間であり、業務の困難さについても、会社関係者によると、疑問点をお互いに教え合っていたとされることから、被災者が孤立して同僚の支援を受けられない状態で業務に従事せざるを得なかったとは認められない。

③について、平成○年○月○日に被災者がうつ状態にあるとして、所長に退職届を提出しようとしたことは事実であると確認し得る。被災者は、所長より病院の診断書を求められたことから、同月○日（初診日）にG医院を受診し、以後通院治療を開始したものの、同年○月○日（第2回受診日）には、出勤できる状態にまで回復したとして、結局、診断書は会社に提出されていない。その後、同月○日には、被災者と会社との雇用契約は更新されるに至っているものであり、被災者が自らの意思に反して退職を拒絶されたものであるとは判断し得ない。なお、残業時間の軽減措置がなく、発病前1か月の時間外労働時間が大幅に増加しているとの主張については、確かに、夏の繁忙期と当時発生した災害による影響が重なったことにより、労働時間が増加した事実は認められるものの、被災者は、通院治療により体調が回復していたものと推認され、主治医から作業指示・就労制限に関する指示事項もなかったとの事情に照らすと、決定書理由の説示のとおり、当審査会としても、被災者が特に過重な業務に従事したものと認められないものと判断する。

(3) 以上を総合すると、被災者の本件疾病の発病は、業務上の事由によるもので

あると認めることはできず、したがって、被災者の死亡も、業務上の事由によるものとは判断できない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。